

## 特別指導講習の対象者

当組合で受講できる特別指導講習		<p>死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者（以下「事故惹起運転者」という）</p> <p>【貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項第1号】</p>	
	重傷者	<p>●<b>傷害の態様1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの</li> <li>・ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの</li> <li>・ 大腿又は下腿の骨折</li> <li>・ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの</li> <li>・ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの</li> </ul> <p>【自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号】</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受講の時期</p> <p>(1)事故後再度トラックに乗務する前に乗務する前</p> <p>(2)やむを得ない事情がある場合には、再度乗務後1か月以内</p>
	軽傷者	<p>●<b>傷害の態様2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脊柱の骨折</li> <li>・ 上腕又は前腕の骨折</li> <li>・ 内臓の破裂</li> <li>・ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの</li> <li>・ 14日以上病院に入院することを要する傷害</li> </ul> <p>【自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号】</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受講の時期</p> <p>上記に同じ</p>
	初任運転者	<p>運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）</p> <p>【貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項第2号】</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受講の時期</p> <p>(1)初めてトラックに乗務する前</p> <p>(2)やむを得ない事情がある場合には、乗務後1か月以内</p>